

第十三回国会 衆議院 地方行政委員會議録第六十六号

(二〇六四)

昭和二十七年六月十日(火曜日)

午前十一時五十一分開議

出席委員

委員長 金光 義邦君

理事 河原伊三郎君 理事 野村幸太郎君

理事 吉田吉太郎君 理事 床次 徳二君

理事 門司 亮君

生田 和平君

大泉 寛三君

川本 末治君

田淵 光一君

龍野喜一郎君

藤田 義光君

立花 敏男君

大石ヨシエ君

出席國務大臣

法務總裁

出席政府委員

國家地方警

察本部長官

國家地方警

察本部長官

國家地方警

察本部長官

國家地方警

察本部長官

國家地方警

察本部長官

國家地方警

察本部長官

國家地方警

察本部長官

國家地方警

察本部長官

國家地方警

察本部長官

國家地方警

察本部長官

國家地方警

(河原伊三郎君紹介)(第三四五九号)
同(若林義孝君紹介)(第三四六〇号)
同(星島二郎君紹介)(第三四六一号)
同(大村清一君紹介)(第三四六二号)

地方自治法の一部を改正する法律案の一部修正に關する請願(小林運美君外二名紹介)(第三四六二号)の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件
警察法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一九号)
集團示威運動等の秩序保持に關する法律案(内閣提出第二三六号)

○金光委員長 これより會議を開きます。

まず警察法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案につきましては、昨日質疑を終了いたしましたので、今日はこれより討論採決を行いたいと思ひます。ただいま委員長の手元に前尾繁三郎君外五名提出の修正案、及び鈴木幹雄君外三名提出の修正案が、それぞれ提出されておりますので、順次その趣旨弁明を求めます。前尾繁三郎君。

警察法の一部を改正する法律案に對する修正案
警察法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

(1) 第十二条の改正に關する部分を次のように改める。
第十二条に次の一項を加える。
前項の場合においては、國家公安委員会は、内閣總理大臣の意見を聴かなければならない。

(2) 第五十二条の二第一項の改正規定中「内閣總理大臣」を「特別区公安委員会」に、同条第二項の改正規定中「内閣總理大臣は、特別区公安委員会」を「特別区公安委員会は、内閣總理大臣」に改める。

○前尾委員 それでは警察法の一部を改正する法律案に對する修正案の提案理由の説明をいたします。今回政府より提出されました警察法の一部を改正する法律案に對しまして、この際修正を加えることを適當と認めますので、修正案の内容並びに修正の理由につき御説明申し上げます。

まず修正の第一点は、改正案では警察法第十二条第二項について、國家地方警察本部長官の任免権者を國家公安委員会から内閣總理大臣に改めて、さらに同条に一項を追加して、この場合「内閣總理大臣は、國家公安委員会の意見を聴かなければならない」としてゐるのであります。これを修正して第二項は、これを現行法通り、國家公安委員会を任命権者にすることとし、第三項は、この場合「國家公安委員会は、内閣總理大臣の意見を聴かなければならない」と改めることとしたこととあります。

修正の第二点は、改正案では警察法第五十二条の次に五十二条の二として「特別区の存する区域における自治体警察の警察長は、内閣總理大臣が、これを任命し、一定の事由により罷免する。」と前項の場合においては、内閣總理大臣は、特別区公安委員会の意見を聴かなければならない」という一條を加えてゐるのであります。これを修正して特別区の存する区域における自治体警察の警察長を任命または罷免する場合においては、「特別区公安委員会は、内閣總理大臣の意見を聴かなければならない」と改めることにしたこととあります。

これを要します。國家地方警察本部長官並びに警視總監の任免権を内閣總理大臣の手に収めることとし、ただこの場合にそれ／＼國家公安委員会または特別区公安委員会の意見を聞くこととしてゐる改正案を、逆に任免権は現行通りそれ／＼の公安委員会にあることとして、ただ内閣總理大臣は意見を述べるといふ消極的権限を持つことに修正しようとするものであります。

国内治安の最終の責任が政府にあることは申すまでもないところであるにかかわらず、現行警察法上の建前からいへば、警察行政の責任は直接的には公安委員会に帰属し、内閣の責任は間接的で、しかも不明瞭であります。今日まで治安確保について政府が責任ある措置に出ることを妨げて来たことは事實なのであります。今回政府がこの点を改めまして、政府の治安確保に對する責任を明らかにしようとした趣旨は、治安の現状から見まして、まことに當然であり、これを了とするにやぶさかではないのであります。しかしながらこの実現の方法として、一方内閣總理大臣に指示権を与えるとともに、前述の任免権をも与えようとしたことに對して、われ／＼は同意を表し得ないのであります。

その理由の第一は、警察行政の民主的運営を保障するために設けられましたが公安委員会の重大な権限を取上げて、これを内閣總理大臣の手に移すといふことは、現行の警察法の精神に合致しないのみならず、嚴重公平なるべき警察権の運営に政党的干渉のおそれを生じ、かつての過干渉のごとき事態を生ずるかもしれないというやうな心配もあつたので、少くともそのやうな印象を与える結果となることは、誠に戒めなければならぬと思つてあります。

第二に、今回の改正案では、特に必要ありと認めますときは、内閣總理大臣は國家公安委員会の意見を聞いて、都道府県または市町村の公安委員会に對して、公安維持上の必要な事項について指示することができるといふ新しい権限を認めてゐるのであります。この指示権を適當に運用すれば、大体において政府は治安維持の上に責任ある措置を講じ得ると思つてあります。あえてその上に人事権まで掌握いたしましたして、無用の誤解を招くがご

六月十日
委員飯塚定輔君及び山本久雄君辭任につき、その補欠として小玉治行君及び川本末治君が議長の名で委員に選任された。

六月九日
医業に對する特別所得税撤廃の請願

ときは賢明でないと思ふからであります。

第三に、わが国将来の治安を、さらに国際的、社会的情勢を考えます場合、現行の警察制度には、首都警察の問題をも含めて、さらに一層根本的に検討すべき問題があるのであります。かかる根本に触れずして、単に任免権について改正を加えようとする態度には賛成し得ないのであります。

以上の理由をもちまして、修正案を提案いたしました次第であります。どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○金光委員長 鈴木幹雄君。
警察法の一部を改正する法律案に対する修正案

警察法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

(1) 目次の改正に関する部分の次のように加える。

第五條第一項中「五人」を「六人」に改め、同条第二項を削り、第一項の次に次の二項を加える。

委員のうち一人は、内閣総理大臣が、国務大臣の中からこれを任命し、一定の事由により罷免する。

国務大臣たる委員以外の委員は、両議院の同意を経て、内閣総理大臣が、これを任命する。

但し、その委員のうち警察職員又は官公庁における職業的公務員（昭和二十年九月二日以後において公選され又は公選若しくは国会、その両院若しくはその一院又は地方議会の選挙若しくは議決によつて選任された者を除く。）の前歴を有する者は、二人を超えてはならない。

同条第三項及び第五項中「委員」を「第二項に規定する委員」に改める。

第六條、第七條、第八條第二項、第三項、第五項及び第六項並びに第九條中「委員」を「第五條第三項に規定する委員」に改める。

(2) 第十二條の改正に関する部分を削り、第十一條の改正に関する部分の次に次のように加える。

第二十一條第二項を次のように改める。

委員は、都道府県知事が、都道府県の議会の議員の被選挙権を有する者の中から、都道府県の議会の同意を経て、これを任命する。但し、警察職員、検察職員若しくは旧陸海軍軍人の前歴を有する者又は任命前十年間における官公庁における職業的公務員（昭和二十年九月二日以後において公選され、又は公選若しくは国会、その両院若しくはその一院又は地方議会の選挙若しくは議決によつて選任せられた者を除く。）の前歴を有する者は、一人を超えてはならない。

第四十四條を次のように改める。

第四十四條 市町村公安委員会

は、四人の委員を以て、これを組織する。

委員のうち一人は、市町村長が、当該市町村の助役その他の吏員の中からこれを任命し、一定の事由により罷免する。

第二十一條第三項及び第二十四條第一項第一号の規定は、前項の委員について準用する。

第二項に規定する委員以外の委員の資格、任命、兼職禁止、服務、任期、退職、罷免、報酬及び費用弁償については、第二十一條第二項乃至第二十六條の規定を準用する。但し、地方自治法の規定による解職請求に基いて解職される場合においては、第二十四條第四項の規定にかかわらず、その職を失うものとする。なお第二十一條第二項乃至第二十六條の規定中都道府県知事とあるは、市町村長と、都道府県規則とあるは、市町村規則と読み替へるものとする。

第五十二條を次のように改める。

第五十二條 前条の特別区には、都知事の所轄の下に市町村公安委員会に相当する特別区公安委員会を置く。

特別区公安委員会は、四人の委員を以て、これを組織する。

委員のうち一人は、都知事が、都の副知事の中からこれを任命し、一定の事由により罷免する。

第二十一條第三項及び第二十四條第一項第一号の規定は、前項の委員について準用する。

第三項に規定する委員以外の委員は、都知事が、都の議会の同意を経てこれを任命する。

第五十二條の二及び第五十二條の三の改正に関する部分中「次の二条」を「次の一条」に改め、第五十二條の二の改正規定を削り、「第五十二條の三」を「第五十二條の二」に改める。

第五十三條の改正に関する部分

(4)

(5)

(6)

(7)

中「前四條」を「前三條」に改める。

(5) 第六十一條の二の改正規定中「特に必要がある」と認めるときは」を「左の各号に掲げる場合その他特に重大な事由があると認める場合には」に改め、「公安維持上必要な事項」の下に「行政官制に関する事項を除く。」を加え、同条に次の三号を加える。

一 大規模な災害が発生し、そのため当該地方の民心に不安のある場合

二 地方の静穏を害する虞のある騒乱を生じ又は生ずべき危険のある場合

三 国家的重大な事案又は国内全般に關係し若しくは影響のある治安上重大な事案に係る場合

(6) 附則第一項中「公布の日」を「昭和二十七年七月一日」に改める。

(7) 附則第二項を削る。

○鈴木（幹）委員長 改進黨の修正案につきまして簡単に御説明を申し上げます。案文はお手元に配付してありますので、これによつてごらんを願ひたいと思います。修正の要点は三つございまして、一つは公安委員会の構成を改正いたしました。これを強力なものとし、改正原案並びに自由黨の修正案に對しましては、内閣総理大臣が人事に干渉しようとする案であります。これに對しては、公安委員会の組織運営をより以上有効適切な強力なものとし、しかもこれに治安の責任を警察の部面において担当する立場を明らかにする意味におきまして、国家公安委員会に

は国務大臣の参加を認めたいというのが第一点であります。

それから同じような理由によりまして、警察法によれば、その公安委員のうちには、警察職員でありし者並びに官公庁における職業的な公務員であつた者は、委員に任命することを得ない規定があるのであります。この規定は警察法制定の当初におきまして、一応のりくつありと考へたのであります。が、今日におきましては、これらの理由だけを以て、委員の職責にあることを排除する理由はないと考へられます。のみならず、これらの者を有効に起用することによりまして、公安委員会の機能をより一層活発ならしめ、充實せしめることができると考へるのであります。この制限を排除し、しかも人数におきましては、これらの職業的公務員による独裁を防ぐ意味におきまして、数の制限を加へたいというのがその第二点であります。

第三点は内閣総理大臣の指示権の問題であります。国家非常事態に至らないような程度ではあります。が、しかも国家的に見て重要な事案に對しましては、内閣総理大臣がその運営管理に關するところの必要なる限度において指示を与えるというところは、これは現行の警察法の建前から申しまして、無理ではないと考へます。また治安の責任をとる内閣といつたのも、その程度のことを改めるのは適切であると考えるのであります。けれども改正案の案文によりますと、相當に広範囲にわたつて指示ができるかのごとき印象を与えるのであります。私どもはこの点に關しましては修正をいた

いて、政府の責任を明らかにするといふことを期待いたしながら、ただいまのような事態ができた場合に、はたして政府は公安委員会に対して、どういう処置をするか、政治上の責任を政府みずからどういうふうにとるかといふことを明らかにしておかなければならない。公安委員会が別個の意見を述べた場合には、政府は責任がとれないものとして、しかるべき責任を負う義務が出て来るのではないか。今度の法律はそういうことを建前にして、目的にして規定したのではないかと云われております。それでも政府が責任を明らかにしたと云えるかどうか。これはどうも本法の趣旨と大相異なると思ひます。

○前尾委員 過去においてそういうことがあつたとおつしやいますが、それは一時的の問題でありまして、その後における情勢をお考えになりましたならば、決して意見が対立のままで来たわけではないのであります。もちろん政府の方におきまして、私はそれは最初の話し合いのときには、そういう問題も起ると思ひます。しかしそれがあくまで対立したままで任命されるということは、實際上考えられないのであります。従つてこの修正によつてさらにその間の関係が密になるということが期待せられるわけでありまして。

○立花委員 国警長官の任命の問題ですが、これは修正案も大してかわらないと思ひます。国警長官を任命しなければいけないという具体的な理由、今までどういふ不都合があつたのか。斎藤国警長官はあそこにいるのです。彼を総理大臣が任命しなければどういふ不都合があるのか。その根拠が

明らかでない、任命問題あるいは意見を聞くという問題は、これは論ぜられないと思ひますが、斎藤国警長官をどういふ不都合があつて、総理大臣が任命するようにしなければならぬのか。国家地方警察が総理の指示によつて動かぬ、斎藤国警長官をそのまゝにしておいたら、治安の責任をどう持たないといふのは、具体的にどういふことなんでしょうか。これをひとつお教えいただきたいと思ひます。

○前尾委員 何らのつながりがなかつたなら、これは責任を持てぬのはあたりまえであります。そこでどういふつながりを持たして、責任を持たせるかといふことであります。先般来いろいろお話のありますように、指示権によつて事務的なつながりを持たせる、あるいは人事権によつて人的なつながりを持たせるというような指示の方法があるわけでありまして。従つて国警の場合でありますと、ほかの任命権を持つ政府が、国警長官の任命権を持つというのは自然ですけれども、自治体警察の警察長に対してまで任命権を持つというところは、まず私は必要ないといふところで、修正案を出しておるわけでありまして。

○立花委員 あなたはさつき言つておられることと大分違ふことを言われましてね。総理大臣と公安委員とつながりを持つておると言つたでしょう。ところが今つながりがないと言つておられる。明らかに公安委員会は総理大臣の所轄のものであるであつて、この公安委員会が斎藤さんを任命するのであるから、これはつながりがはつきりある。それをなぜ直接の任命にし、あるいは直接意見を聞いて任命するよう

な形にしなければいけないのか、つながりはある。あなたの言うように、ないのではないのであつて、あるものをなぜこういふ形にかえなければならぬのか、具体的にどういふ理由があるのか。総理大臣は長官を任命する場合に、意見を述べなければならぬ問題として、どういふ不都合があるのか。何もこういふことをしないでもよいと思ふ。不都合がなければどういふ意見は出て来ないと思ひますが、その点は一休どうなんですか。

○前尾委員 もちろん公安委員会とのつながりがありますが、要するにその濃度、強さの問題であります。ただ公安委員に対する任命権を持つだけでは非常に稀薄である。従つてある程度の責任を持つというには、それに相応した濃さを持つたつながりを持たなければならぬ。そういう意味であります。

○立花委員 私に聞いておるのはそんなことを聞いておるのではないので、なぜそんな濃いつながりをつくらなければならぬ理由があるのか。それを具体的に言つてくれなければならぬ。つなかりを持つておることはわかりますが、具体的にどういふ不都合があるのかといふことをはつきりしていただきたい。

言われた。選挙対策と思われおそれがあるから、任命権を握るのではなしに、そういう意見を聞くことにするのだと言われるが、ところが選挙対策をえなければ、やはりそういう濃度を、今のつながりを強力に濃化して行こうといふことにはかわりがないのかどうか。しかも選挙対策のためにばやかし、そうして片一方指示権によつて実質的効果を納めて行こう、これは指示権を強化して行こうといふことをあなたに言われたのであります。えげつない政府案はあまりに政治的ではない、国民の思惑もあるから、この点は何とか意見を聞くぐらゐにこまかして

○前尾委員 立花君のおつしやることは私はあまりよくわからぬ。というのは、あなたは非常に政府の責任を追究されておる。責任を追究されるについては、それに応じた濃度を持つたつながりがなければだめである。われわれは今までのつながりをもつては十分責任、皆様の期待される責任は持てないといふことを客観的に認めておる。さらにまた選挙干渉という問題について言つておられるのであります。私は選挙干渉の痛くもない腹を探られるといふことを申し上げたので、それ以上のことは絶対に申し上げておれませんから、御了承願ひます。

○立花委員 まつたく逆のことを言つておられる。私も政府の弾圧が手ぬるいから、もつと警察法を強化し、警察をフアッシュ化して、中央集権化して、そうしてどん／＼弾圧をやつて、

フアッシュ的治安を確保しよう、そういうことで政府の責任を追究しておるのではない。これはまつたく逆のことなので、こういうばかげた弾圧をやるな、警察のフアッシュ化をやめろといふことで、私は政府に責任を追究しておる。こういう事態が起つたのは警察が弱から、武器が少から、警察のピストルの撃ち方がだめだからだといつて、私も政府の責任を追究しておるのではありませんか、こういうことを起す責任は、政府の荒削りの政策にある、アメリカ一辺倒の政策にある、それが人民の生活を破壊し、日本の経済を破壊し、日本の独立をそこなつておる、そういう責任を追究しておる。それこそが治安の乱れる根本であるといふことを追究しておるの、あなたの言うように、警察と総理大臣のつながりを濃化して、そうして弾圧をやるといふような政府の責任を私は追究しておるはずがない、その点重大な誤謬だと思ひますが、どうですか。

○前尾委員 立花君の方は立場上そういうふうにおつしやつておられるが、それは世間一般の考え方ではありませぬ。国民全体の輿論というものを、われわれは考へてやつておるのであります。今の御質問はまつたく当らぬと思ひます。

○立花委員 国民の要求一般をあなたは言われたのでなしに、ばく／＼向つて、あなた方が政府の責任を追究すると言つたじやないか、ばく／＼共産党はそういうことで責任を追究しておる、こういう治安の乱れるもとは政府の政策自体が誤りである、警察の強化によつて……(おとなしくして)いれたいのにはあはれるからだ」と呼ぶ者あ

り……ということをおつておるのだ、それはあなたの誤解だと思ふ。

○前尾委員 あなたの方の責任の追究の仕方であると思ふ、それはあなたの方の行き方であり願つたらしい。私は国民全般として政府に対して責任を相当追究しておると思ふ。それにこれらには、それ相応のつなかりを持たなければ責任が持たないということ、客観的に、国民全般として、私どもは認めておりますから、この修正案を出しておる。

○立花委員 共産党の責任の追究の仕方は違ふといふことは認められたのですが、国民一般がそういう形で政府の責任を追究しておると言われますが、きのうでしたか、東京都の都民の代表である公安委員長が来られまして、この警察法の改正は、まったくファシヨ的な、警察の本旨にとるところの改正である、こういうことを言つておる、従つて反対であるといふことを明白に言つておる。東京都の——東京都といへば、日本の人口の十分の一を占めておる、しかも最も勇敢な最も進歩的な人たちがおるところなんです。そういうところの公安委員長が、これはまったく誤つた警察法の改正である、改悪であるといふことをはつきり言つておる、一体公安委員長初め国民全体がそんなものを認めておるといふ証拠があるというなら、それこそ暴言もはなはだし、あなたたちは何のために参考人をお呼びで、忙しい公安委員長を呼んで、意見を聞いておるのだ、それこそごまかしにすぎない。ここにきて、公然と公安委員長は、この警察法ははつきり間違ひであるといふことを言つておるのだ、どうなんです。

○前尾委員 それは立花君の聞き違いで、あなたの言われたような、そんな強烈な話ではないのです。それだからこそわれわれもある程度のこういうような修正をしておるのです。従つて私はこの修正について、そんな反対があるとは思っていません。

○立花委員 意見を聞くということですが、これはあなたの意見によりまして、従わなくてもいいのだと言われまして、それをひとつ確認しておいてもらいたいと思ふ。

○前尾委員 法律上は従わなくてもよからう。法文をお読みになれば、わかります。

○立花委員 いや、別にほかの人の意見を聞く必要はないので、これは従わなくてもいいわけですね。

○前尾委員 そういうわけですね。

○立花委員 従わなくてもいいということ、ひとつ確認しておいていただきたいと思ふのですが、木村法務総裁どうなんでしょうか。こういう法案が出た場合に、公安委員会は総理大臣の意見を単に参考で、聞き流すだけで、全然従わなくてもいいというふうにお考えになつておるかどうか。それでいいというふうにお考えになつておるかどうか、意見をひとつお聞かせ願ひたい。

○木村國務大臣 それは法案の趣旨はかんによるのであります。先ほど来私が聞いておりますと、この修正案の理由として、これは政治的にうまく運営して行けば、一向さしつかえないと申されたのでありますから、私も同感でありまして、これによつて調整はきわめてうまく行き、連絡もまた相当可

能なことであらうとわれわれは考えております。

○立花委員 では大臣も、こういう法律ができました、公安委員会は総理大臣の言うことを聞く必要がないといふふうには確言されたこととしておきます。(「そんなことはない」と呼ぶ者あり) そうではないという自由党の方のやじが出ておるのですが、大臣、どうなんです。確認しておいてください。

○木村國務大臣 ただいま修正案を御提出になりました前尾委員の仰せになつた通りと、われわれは考えております。

○立花委員 それでは自由党のやじにもかかわらず、こういう法律ができて、公安委員会は総理大臣の言うことは聞く必要はない、いかなる問題が起つても、それは公安委員会の責任にはならない、拒否した場合にも、公安委員長責任にはならないといふことを、ひとつ自由党、提案者、並びに政府の責任者である法務総裁が確認されたといふことを、はつきりと確認しておきます。それであれば何でそんないらぬものをつくるのだ。何でそんないらぬ規定をつくるのだ。これをひとつ承りたい、これは木村法務総裁と両方から承りたい。

○木村國務大臣 政府当局としては、原案が妥当なりと考えて、原案を提出しておるのであります。修正案は別であります。修正案はこれは国会が御意に修正されるべきものと、われわれは考えております。

○立花委員 提案者はどうです。

○前尾委員 答弁なし。

○立花委員 それでは、全然あつても何の役にも立たないものを置く必要はないと思ふので、これは提案者に、私前

つていただきたいと思ふ。それから単なるこういう問題であれば、現在現行法の中で、この公安委員会の規定の中に、内閣総理大臣の所轄のもとに公安委員会があるということになつておるので、これで十分なんで、あつても何も聞かなくてもいいような規定を、事新らしく、修正案だ、改正案だといつてやる必要はないと思ふ。(「それは意見だ」と呼ぶ者あり) これはどうですか。この点はお削りになる御意思があるかないか。

〔答弁なし〕と呼ぶ者あり

○金光委員長 八百板君。

○八百板委員 関連して……。この問題は修正案の根本になる問題でありまして、非常に重要でございまして、この際にも念を押して、明らかにしたいだきたいと思ひます。

ややもすると、自由党さんと共産党さんは、言葉のやりとりを通じて、反射作用的にいろいろな、ちよつと濃度の濃い表現をされるきらいがありますので、事、法律に関する問題でありますから、明確にする必要が一段と強かるうと思ひます。先ほど来木村法務総裁の御意見や、提案者の御意見を伺つておりますと、うまうまやるのだからと、こうおつしやつておられます。ところが法律として考えまする場合には、うまうまやられては困るのでありまして、私どもの一番心配する点は、うまうまやられては困るという点なんでありまして。實際上、この運用を通じてうまうまやられますという、事実上この公安委員会の独立の機能というものがあやふやになつてしまふわけでありまして。でありますから、

このいわゆる「聴かなければならない」といふことは、ほんとうに軽い意味で、意見を聞かなければならないのであつて、その意見に従ふ必要がないものであるといふような点を、はつきりしていただかなければならないと思ひます。この点私どもは言葉の上から考えますならば、当然に「聴かなければならない」といふことは「聴く」といふことは、一体日本語の文字が不明瞭でございまして、ただ物理的音声として聞くというふうな意味でよろしいのか。それともその内容を聞かなければならないといふふうに取り扱ひ上りものとして考えておるのか。それとも意見の内容そのものを聴取しなければならぬといふ意味を含んでおるのであるかという点について、さらに明らかにしたいだきたいと思ひます。

○前尾委員 もちろん物理的に聞くといふことを法文は言つております。また法律上はそれに従わなくてはならぬといふ規定はありません。しかしとにかくうまうまやらなければならぬといふ意味ではないのであります。私はその表現はとつておりません。うまうまやれるような組織にこしらえておく。お互いにくまうま行くように、その運用の妙を得られるような組織をこしらえておく。従つて意見を聞かなければならぬといふことによつて、お互いの意思の疎通があり、その範囲については妙味があると思ひます。必ずしもこれだけの意見だけを聞くとかいうのじやなしに、お互いに話合う。その範囲は限定してないところに運用の妙が得られるのではないかとと思ひます。

○八八板委員 どうも伺つていますと、まず、混乱して来るのでありまして、相談して妥協して適当にやる、それからある程度の政府の責任を明らかにするといふふうな、実に妙な御答弁をなさるのであります、やはり法律でございますから、もう少し明確にしたいだかなければならないのでありまして、この問題が公安委員会の機能と、総理大臣との関係について規定するたつた一つの言葉になつてしまふのでございまして、十二条が言葉の上ではさういふふうな改められましたけれども、今後運用を通じて、実質的にはさつき出された政府の改正案と同じような結果になるという危険が、非常に多かるうと思つてあります。この点自由党の出されました修正案は、実に巧妙なる、名を捨てて実をとると申しますか、実質的に警察権の指導権をとつて行こう、総理大臣の指揮下に収めようという意図を織り込まれました、実に巧妙なる案であると、私もこれは考えざるを得ないのでありまして、この聞くという内容はさういふものであるといふことを、何か提案者の方で、さういふふうな取扱ひをするのだ、たとえば文書でもつて出すとか、同意の必要がないというふうな点を、具体的に、その運用の上に関連い起らないような用意があつてしかるべきものだと思いますが、さういふ用意はないのですか。

○前尾委員 これ／＼を聞けといふこととでありましたら、これはまつたく行き詰まつてしまふと思つてあります。お互いに責任を持ち合ふなければならぬのでありますから、そこでいろいろな話し合いがあると思つ。ただその

際において、内閣総理大臣が任命権を持つたか、公安委員会が任命権を持つたか、ということによつて、意見を聞かれるものと聞くものといふことによつて、濃厚の差が非常に強い。われ／＼は民主的に考えますので、内閣総理大臣でなして、公安委員会を主体として考えておる。おのずから法文にもそれが現れておるわけでありまして。私はこれで十分だと考えております。

○大矢委員 これは私も十分だとしておきたいと思つて。この法文の中に、同意を得てとか、あるいは協議をしてとか、意見を聞いてとかいふ字句を使つてあるが、整なかつた場合には必ずさうするといふことをつけ加えてはどうか。今説明を聞いておりますと、最終決定はやはり依然として公安委員にあり、意見を聞けといふのだといふこととありまして、それは立花君がだめを押したのではつきりした。単なる諮問である、最終決定は委員会にあるといふことはわかりましたが、さういふことになりましたと、内閣総理大臣が公安委員会の意見を聞いて指示をすることができるといふ場合に、逆に考へて、今度は最終決定は政府にあつて、公安委員会の意見を聞くだけであるといふことで、今の説明をそのまゝ持つて来る。さうなりますると、公安委員会を国会で選び、あるいは特別区の公安委員会が都会で選ばれたものが、さういふふうな内閣総理大臣が一方的に聞くだけである、諮問するだけである、最終決定はこつちにあるんだといつて、かつてに出されたのではたいへんなことになる。もしこれをかえるなら、あとの指示権もさういふふうにかえなければ、不徹底だと思つ。指示を

やたらに出して、公安委員会といふものはあつてもなくてもいいのだといふやり方になつてはたいへんだから、任命が公安委員会にあるといふことがはつきりした以上は、今度は指示権の方へ、ただ聞くだけだといふのではたいへんなことになる。この点は法務總裁はどう思つておられるか。あるいは修正案提出者の前尾さんはどういふふうにかへておるか。

○前尾委員 指示権は内閣総理大臣にあります。公安委員会の意見を聞くのは、さういふことと逆であります。公安保が、事務的なものであります。公安保持上必要で、しかも特に必要であると認められたときに限られてゐる。従つてその発動権については内閣総理大臣が持つのは、先般の各委員の意見から徴しても、指示権があればいいじやないかといふところまで言われておるのであります。指示権については総理大臣にあるのが私は当然だと思つます。

も、決して何でもかんでも聞くといふことでもなし、またさまつた問題についてやるわけでもない。従つて特に必要があるといふことの内容については、具体的に羅列するといふことは非常に困難である。しかし法律の趣旨といふのは、質疑応答でも明らかになつて、ごく重大なことに限られてゐるわけでありまして、私はこれでかえる必要はないと思つて。

○大矢委員 特に必要だといふ説明が、しばしば質疑応答の中に現われて、それで安心ならぬから改進黨は修正案を出してゐる。それは認めたとき、一方的に認めれば、それは常識上そんなことはないと言ひますが、これは法律を適用する場合に、その当時の内閣によつてたえず手心が増えられるやうに、この認めるといふのは、かりに極端にいいますと、社会主義政党的に社会党が政権をとつたときの総理大臣が認める場合と、自由党の吉田さんの認める場合と、おそろしやうと思つ。だからさういふ場合の認定は伸縮があるから、ここで明らかにしておきたい。法律は全般に適用するのであるから、そのとき／＼によつていろ／＼されたのでは困る。あるいは質疑応答によつて明らかだといふが、法律は速記録によつて運営されるのとは違ふ。そのとき答弁されたことと実法律になつて現れたときの運営とは、非常に違ふのでありますから、この際明らかにすることは常識上当然なんだ。こんなあいまいな聴いてといふやうなことで、聞いてまともになかつた場合にはどうするか。そこで今言つたやうに、特に必要なときに認める事項を明らかに

にしておく方が、法律の精神として、あるいは今後施行する上に、むしろ進んでいふべきだと考えますので、そのことを認めながら、それを条項に入れるといふことは、どうも賛成しがたいのであります、その点あなたはどうお考えでありますか。

○前尾委員 網羅的にずつと書くといふ行き方もあると思つて、網羅することは法文上非常に困難でありまして。総理大臣はもちろんな議會に對して責任を持つものであります。特に必要があるといふ認定については、常に國會の批判を受けておりますから、今までの明かにされてゐる趣旨に従う以上、このことは、やり得ないと思つて、特にこれに網羅的に書き得ない法文を加へることをしなかつた次第であります。

○大泉委員 私は、改進黨の修正案に對して、二点お伺ひしておきたいと思ひます。鈴木さんの警察行政に對する學識は尊敬しております。私どもの立場から修正案には賛成いたしかねますが、国家公安委員に委員一人を増加して、しかもその一人には國務大臣をあたへるということにいたしますと、委員會は独自の立場において一つの責任を負つておる。しかも閣僚の一人としての國務大臣をこれにあてることがなると、その委員の中の比重あるいは閣僚に對する責任の立場から、自然委員會を輕視してしまふやうな形に陥りやしないか。この点において何かそこにはつきりした一つの限界、あるいは閣僚としての、國務大臣としての立場をはつきりさせるところがなくなつてしまひやせぬか。それと同時に、都の場合も、副知事という知事を代理

するような者が、委員の一人に加わる
という事は、国政に携わつておる国
務大臣が参加する国家公安委員と同じ
ような立場になりやしないか。この立
場においてもやはり委員会としての独
自性の線をどこに引くかという事にな
ります。この点についてあまり明確
になつておりませんのでお伺いしたい
と思ひます。

○鈴木(幹)委員 ただいまの大泉さ
んの御質問にお答えしたいと思ひ
ます。私どもの考えておりましたは、
人事権に直接間接内閣総理大臣が関与
するということ、国警長官並びに警
視總監の任免権をめぐりまして排除し
たいというのが一点でありました。し
ながら、考えなければならぬ点は、
治安の最終の責任が警察の面におきま
しては同じく内閣にあるということ、
この点をどうして救済するかという問
題であります。これは警察法の立案
の当初からの問題であります。言をな
すものは、今日の警察の責任が内閣に
直接ないという理由をもちまして、警
察の責任を明示している公安委員会
に、全部のものをひつかぶせようとい
う考えのものもありませんが、国家公安
委員会は内閣の所掌であり、しかも国
家公安委員の任免は、内閣総理大臣が
するといふ建前におきまして、責任は
あくまでも連なつておるのでありま
す。直接にこれを持させる方法とい
ひましては、国家公安委員会に内閣の
閣員を一人加へることが、一番妥當な
方法であると思ひます。従
つてそれがために公安委員会の性格が
変貌しやしないかという御疑問であり
ますが、これは五名の公安委員に一名
を追加いたしました、六名の公安委員

の構成になりますので、六名の国家公
安委員が一名の国務大臣の意思によつ
て引ずられるということになりますな
らば、国家公安委員の意義が失われ
るのであります。事実におきまして、国
家公安委員の権威と名譽のために、そ
ういふことは起り得ないと思ひます。
ありますが、直接、間接に内閣の施策な
りあるは意思なりを反映せしむる機
会を与えるといふ意味におきまして、
現段階において一名の参加を認めるの
は、妥當なる改正であらうと思ひます。
あります。特別区の公安委員会につ
きましては、行政官と運営管理をつかさ
どるもの、意思を反映せしむる機会を与
えることが妥當である。この場合にお
きまして、特別区の公安委員は今日三
名であります。これが都側の意思によつ
て引ずられるといふようなことは、特別
区の公安委員の名譽と権威のために、
あり得べからざるものであります。し
また事実それが正しいならば、引ずら
れるといふ意味でなしに、当然反映し
て行くといふことが正しいと考へられ
るものでありますから、この改正案を提
案いたしましたのであります。

○大泉委員 よくわかりました。そこ
で大臣にちよつとお伺ひいたします。
こういう改進黨の思ひやりの修正案が
出されたといふことに、大臣としても
感謝してゐるではないかと思ひます。
す。自由党の修正案を一応検討して、
あくまでもやはり公安委員の立場を尊
重して、任免権は存続するといふこと
になりまふ確信を持つておられますか
どうか。先ほど門司委員の質疑に対し

て答弁はされておりますけれども、こ
の点議會の決定に対して、政府が全部
責任を負うといふ確信がありますかど
うか。
○木村國務大臣 政府といたしまして
は、先ほど来申し上げましたように、
原案が最も妥當なりと考へて提案した
わけでありました。しかし委員会にお
きまして、各種の面から検討されまし
て、各修正案が出たのであります。す
が、その修正案に基いて委員会にお
きまして、どのように御決定になるかまだわ
かりませんが、いやくもさうに修正
がきまりました以上は、われわれはそ
の修正に基いて全力を尽してそれに當
るよりほかないと考へております。
○門司委員 大臣に一言だけお聞きし
ておけばよいのであります。改進黨
から出ております案を見ても、公安
委員の中に大臣が加つて責任の
所在を明確にするといふのです。そ
うなつて参りますと、先ほど来い
大臣にお聞きいたしましたときに、
今木村総裁が行政警察と檢察陣營の
方をお持ちになつてゐるという事は
矛盾があると思ひます。正しい憲法の意味
から言へば所管大臣がかかるべきであ
ると思ひます。この公安委員の中に大臣が
一人入つて来ると、檢察を所管する大
臣がほかにも一人必要になつて来る
と思ひます。木村法務総裁が現在のま
まであるといひましても、内閣の中で二
人の大臣が相異なる立場に立つとい
ふことが、必ず出て来はしないかと思
ひます。さうなつて参りますと、内閣の運
営に支障を来すものが、必ず出て来る
とわれわれには考へられるのでありま
すが、大臣はさういふ点について、矛

盾がないとお考へになつてゐるかど
うか。
○木村國務大臣 その点については、
われわれは大いに考慮をいたしたいと
考へております。しかし適當、公正に
事を処理する大臣であれば、いかに
に兼担いたしましても私は支障ない、
さう考へております。
○門司委員 公正にやればいかうな
ものでも支障はないといふことは、一
応さういふことも言えるかと思ひます
が、私がさらに聞いておきたいと思
ひます。これは、行政組織上の問題であ
ります。組織上に大臣の入つた委員会が
さういふ形で構成される、しかもその
大臣はやはり閣議にも出なければなら
ない、同時に、場合によつては内閣を
代表するといひますか、政府を代表
することに間違ひはないのであります。公
安委員会の意見というものが、総理大
臣の意見を聞かなくとも法務の長官を
任命ができるやうになつており、一方
においては、総理大臣が責任の所在を
明確にするといふことのために、實際
の運営管理をするために、所管大臣と
いふものがちやんと置かれてゐる。こ
うなつて参りますと、先ほど申し上
げましたやうに、行政組織上の問題と
しても少し疑問がある。私どもには考
え切れない問題ができて来るのであり
ます。大臣の今の御答弁だけでは私
ども十分の了解をすることはできないの
であります。隣においでになる鈴木
さんはどういふやうにお考へになつて
ゐるか、その点を提案者からひとつ説
明を伺ひたい。

○鈴木(幹)委員 ただいまの門司さん
の御質問であります。国務大臣が国
家公安委員会の委員という別の資格を
もつて、国家公安委員会に臨んでお
り、片方においては警察担当の主務大
臣といふ国務大臣として存在するとい
うことであります。同一の人格者が
別の人格を持つといふことは、他の法
制においてもあり得ることでありま
すし、實際の面におきまして私は支障が
ないものと思ひます。
○立花委員 改進黨の方の御意見を承
りたいのですが、どういふ国務大臣が
この公安委員になるのですか。
○鈴木(幹)委員 総理大臣の指定する
国務大臣がなければいゝと考へるのであ
りますが、現在におきましては、警察
担当の国務大臣があられるやうであ
りますから、おそらく警察担当の国務大
臣が指定されることが妥當であらうと
考へます。
○立花委員 それは一体今はだれなの
ですか。
○鈴木(幹)委員 私は現在木村法務總
裁が警察担当の国務大臣に指定され
てゐるのじやないかと思ひます。さ
すが、内閣のことは総理大臣に聞いて
いただく方が一番早いと思ひます。
○立花委員 それは提案者がはつきり
してなければ困ります。木村さん
が公安委員になつたらたいへんだ、そ
んな提案ですか。これは、木村法務總
裁を公安委員にするといふ提案なので
すね。
○鈴木(幹)委員 木村法務總裁を任命
するといふ建前ではありません。内閣
総理大臣が国務大臣のうちからこれを
任命するといふことであります。そ
れには、現在の制度におきまして警察
担当の国務大臣があるやうであります
から、おそらくそれが任命されるので

はないかということをお私に言つたのであります。

○立花委員 あなたも長い間議員をされておられ、警察関係の仕事をしてきたのであるから、あるようでありませうから、ではないか。現在おられるので、それが結局公安委員になるのだから、これはやはり重大問題じゃないですか。それをまず一つ伺つておきたいのです。それから国務大臣も公務員だし、現行法の公安委員の規定によつても、こういう規定があるので、委員は警察職員または官公庁における職業的公務員の前歴のない者の中から選ぶということになっておりました、現在ではやはり、公安委員になりません、公務員の前歴でもあつてはいけないということになつてゐるわけですね。ところが現任の公務員の一掃俤い人、しかも警察を掌握している警察大臣、これを公安委員の中に入れることが、はたして警察制度の民主化の方向に沿つてゐるとお考えになつてゐるのかどうか。私は、一掃俤進党の考え方はわからないのですが、最近国民の思惑があつて、再軍備をやめるといふことを言つておられますが、警察だけはフアツシヨ化をお考えであるのか。こういう形では警察のフアツシヨ化と何らかのわりはないのですが、その点一体どうなんですか。

○立花委員 根本的な考え方を聞いてゐるのですが、現職の大臣、現職の公務員、しかも警察関係の主務大臣を公安委員会に入れるということが、現行の警察法の精神である警察民主化の線に沿つてゐるとお考えになつてゐるのかどうか。この問題なんです。どうなんですか。

○鈴木(幹)委員 先ほど来御答弁申し上げてゐる通りでありまして、繰返す必要はないと思ひますが、私も、民主化の線に沿つてゐるとお考えを提案をいたしておきます。

○立花委員 どういう点で民主化の線に沿つてゐるかお聞きしたい。(答弁の必要はない、見解の相違だ、あげ足をとるな)と呼ぶ者あり)これはあげ足ではありません、根本的な問題です。総理大臣が任命する警察大臣を公安委員会に入れることは、いかなる点から見て民主化ではない。警察を所管する大臣を公安委員会に入れることが民主化とは、日本国民のそれが見ても、どこを押しても出て来ない。だからその民主化であるという点を御説明願ひないか、ただ意見の相違だと言われただけでは納得できませんので、私も委員会で議論の詳細を尽したとは言えないと思ふ。意見の相違があるからこそ、委員会を開いて議論をやつておるのであつて、意見の相違であるから答弁をしないというのでは、審議を拒否することになるが、それでいいのですか。それこそ民主化ではないにフアツシヨの態度なので、それでは議会の否定です。それこそ民主化のフ

アツシヨ的な傾向であると思ふのであります。それからもう一つ聞いておきますが、この改進黨の修正案は、自由党の修正案あるいは政府の原案を上まわるフアツシヨ的なものであると思ふ。政府の原案は非常に率直におくめんもなう言ひたいことを言つておりました、総理大臣がすぐひよつと齋藤さんを握つてしまふということを規定してゐる。その点は非常に率直で變すべき点があると思ひますが、改進黨の修正案になつて参りますと、非常に巧妙に民主的な仮面をかぶりながら、警察機構全体を、しかも民主警察の中核である公安委員会そのものの性格を根本的にかえよう、前歴者があつてもいけないという公安委員会の中に、現職の警察大臣、木村法務総裁を国家公安委員会に入れようというのですから、これはどう思ふか、これは徹底した警察のフアツシヨ化はないと思ふ。その点はどうかお伺ひしたい。

○鈴木(幹)委員 大分立花さんと私は考えが違ふようであります。前歴者を入れることが、民主化に反すると言われるようではあります、私も今は今日においては、公職の前歴者であるがゆゑに排斥する必要があるといふことを考へておるのであります、これが同じ健全なる国民の一員として委員会に出て行くことが、持つておりました過去の経験あるいはその抱負を生かすゆゑであるかと考へるのであります。われわれは決して、立花さんのおつしやられるようなフアツシヨ化の方法、反民主化の方法を考へてゐるので

はないかということをお明かにいたしましたと思ひます。

○立花委員 その次に移りまして、六十一條ノ二の規定ですが、必要がある場合の指示を特にここに規定いたしました、大規模な災害が発生して、そのために当該地方の民心に不安のある場合、地方の静謐を害する場合、国家重大な事案等に著しく影響がある場合、この三つは現行の警察法でいふに比べていふに思ふのですが、なぜ特にこんなものを入れる必要があるのか、現行の非常事態宣言で十分じゃないかと思ふのですが、その点なぜ特別にこういうものを入れるのかお伺ひしたい。

○鈴木(幹)委員 六十一條の二の原案が相当に拡大されて解釈をされるおそれがあるという趣旨のもとにおきまして、国家非常事態を宣言するまでに至らないといひたしまして、相当重大な事案が起つた場合における指示権を認めようという趣旨から、この制限定義的なものを考へたわけでありました。

○立花委員 この点はさういへば社会の大矢氏も指摘しておりましたように、国家重大な事案あるいは地方の静謐を害するといふのは、まづたく政府の一方的な認定にとどまるものであつて、あるいはこれが吉田さんと社会党の淺沼さんとかわつたときには、これはまづたく認識が違つて来るといふことは、大矢さんの言われた通りなんです、さういふものを現在の警察法の規定以外に特に認めなければならぬ理由は一、二あるのか。現在の地方の静謐を害し、国家の重大な事件が起つておられますのは、政府自身の責任

なんで、こういうものをなぜ特にこういふふうに規定する必要があるのかといふことをひとつ承りたい。これは私は現行法で十分だと思ふのですが、特にこの規定を置く理由を承りたい。

○鈴木(幹)委員 ただいまの御質問の趣旨は、政府からたびたびこの必要を強調され、理由を説明されたところによりまして明らかであるかと存じます。

○立花委員 そういたしますと、政府の考え方と改進黨の治安に関する考え方は、まづたく同じであるといふふうには了解していいわけですね。

○鈴木(幹)委員 六十一條の二に関する限りは同様であると考えます。

○立花委員 最後に一つ聞いておきますが、最近改進黨では再軍備をおやめになつて、民主的な方向に行かなければいけないといふことを言つておられるようですが、この警察法の修正案は明らかにこれは民主的な方向ではないと思ふのです。これでは、再軍備をやめになるということになりまして、警察法のフアツシヨ化を提案なさいますと同一な結果になるのではないかとお考へになりますか。

○鈴木(幹)委員 先ほど来御答弁申し上げてゐる通りでありまして、繰返す必要はないと思ひますが、私も、民主化の線に沿つてゐるとお考えを提案をいたしておきます。

○立花委員 根本的な考え方を聞いてゐるのですが、現職の大臣、現職の公務員、しかも警察関係の主務大臣を公安委員会に入れるということが、現行の警察法の精神である警察民主化の線に沿つてゐるとお考えになつてゐるのかどうか。この問題なんです。どうなんですか。

○鈴木(幹)委員 先ほど来御答弁申し上げてゐる通りでありまして、繰返す必要はないと思ひますが、私も、民主化の線に沿つてゐるとお考えを提案をいたしておきます。

○立花委員 根本的な考え方を聞いてゐるのですが、現職の大臣、現職の公務員、しかも警察関係の主務大臣を公安委員会に入れるということが、現行の警察法の精神である警察民主化の線に沿つてゐるとお考えになつてゐるのかどうか。この問題なんです。どうなんですか。

○鈴木(幹)委員 先ほど来御答弁申し上げてゐる通りでありまして、繰返す必要はないと思ひますが、私も、民主化の線に沿つてゐるとお考えを提案をいたしておきます。

○立花委員 どういう点で民主化の線に沿つてゐるかお聞きしたい。(答弁の必要はない、見解の相違だ、あげ足をとるな)と呼ぶ者あり)これはあげ足ではありません、根本的な問題です。総理大臣が任命する警察大臣を公安委員会に入れることは、いかなる点から見て民主化ではない。警察を所管する大臣を公安委員会に入れることが民主化とは、日本国民のそれが見ても、どこを押しても出て来ない。だからその民主化であるという点を御説明願ひないか、ただ意見の相違だと言われただけでは納得できませんので、私も委員会で議論の詳細を尽したとは言えないと思ふ。意見の相違があるからこそ、委員会を開いて議論をやつておるのであつて、意見の相違であるから答弁をしないというのでは、審議を拒否することになるが、それでいいのですか。それこそ民主化ではないにフアツシヨの態度なので、それでは議会の否定です。それこそ民主化のフ

○鈴木(幹)委員 大分立花さんと私は考えが違ふようであります。前歴者を入れることが、民主化に反すると言われるようではあります、私も今は今日においては、公職の前歴者であるがゆゑに排斥する必要があるといふことを考へておるのであります、これが同じ健全なる国民の一員として委員会に出て行くことが、持つておりました過去の経験あるいはその抱負を生かすゆゑであるかと考へるのであります。われわれは決して、立花さんのおつしやられるようなフアツシヨ化の方法、反民主化の方法を考へてゐるので

○鈴木(幹)委員 六十一條の二の原案が相当に拡大されて解釈をされるおそれがあるという趣旨のもとにおきまして、国家非常事態を宣言するまでに至らないといひたしまして、相当重大な事案が起つた場合における指示権を認めようという趣旨から、この制限定義的なものを考へたわけでありました。

○立花委員 この点はさういへば社会の大矢氏も指摘しておりましたように、国家重大な事案あるいは地方の静謐を害するといふのは、まづたく政府の一方的な認定にとどまるものであつて、あるいはこれが吉田さんと社会党の淺沼さんとかわつたときには、これはまづたく認識が違つて来るといふことは、大矢さんの言われた通りなんです、さういふものを現在の警察法の規定以外に特に認めなければならぬ理由は一、二あるのか。現在の地方の静謐を害し、国家の重大な事件が起つておられますのは、政府自身の責任

○鈴木(幹)委員 六十一條の二の原案が相当に拡大されて解釈をされるおそれがあるという趣旨のもとにおきまして、国家非常事態を宣言するまでに至らないといひたしまして、相当重大な事案が起つた場合における指示権を認めようという趣旨から、この制限定義的なものを考へたわけでありました。

○立花委員 この点はさういへば社会の大矢氏も指摘しておりましたように、国家重大な事案あるいは地方の静謐を害するといふのは、まづたく政府の一方的な認定にとどまるものであつて、あるいはこれが吉田さんと社会党の淺沼さんとかわつたときには、これはまづたく認識が違つて来るといふことは、大矢さんの言われた通りなんです、さういふものを現在の警察法の規定以外に特に認めなければならぬ理由は一、二あるのか。現在の地方の静謐を害し、国家の重大な事件が起つておられますのは、政府自身の責任

○鈴木(幹)委員 六十一條の二の原案が相当に拡大されて解釈をされるおそれがあるという趣旨のもとにおきまして、国家非常事態を宣言するまでに至らないといひたしまして、相当重大な事案が起つた場合における指示権を認めようという趣旨から、この制限定義的なものを考へたわけでありました。

○立花委員 この点はさういへば社会の大矢氏も指摘しておりましたように、国家重大な事案あるいは地方の静謐を害するといふのは、まづたく政府の一方的な認定にとどまるものであつて、あるいはこれが吉田さんと社会党の淺沼さんとかわつたときには、これはまづたく認識が違つて来るといふことは、大矢さんの言われた通りなんです、さういふものを現在の警察法の規定以外に特に認めなければならぬ理由は一、二あるのか。現在の地方の静謐を害し、国家の重大な事件が起つておられますのは、政府自身の責任

○鈴木(幹)委員 六十一條の二の原案が相当に拡大されて解釈をされるおそれがあるという趣旨のもとにおきまして、国家非常事態を宣言するまでに至らないといひたしまして、相当重大な事案が起つた場合における指示権を認めようという趣旨から、この制限定義的なものを考へたわけでありました。

○立花委員 この点はさういへば社会の大矢氏も指摘しておりましたように、国家重大な事案あるいは地方の静謐を害するといふのは、まづたく政府の一方的な認定にとどまるものであつて、あるいはこれが吉田さんと社会党の淺沼さんとかわつたときには、これはまづたく認識が違つて来るといふことは、大矢さんの言われた通りなんです、さういふものを現在の警察法の規定以外に特に認めなければならぬ理由は一、二あるのか。現在の地方の静謐を害し、国家の重大な事件が起つておられますのは、政府自身の責任

○鈴木(幹)委員 六十一條の二の原案が相当に拡大されて解釈をされるおそれがあるという趣旨のもとにおきまして、国家非常事態を宣言するまでに至らないといひたしまして、相当重大な事案が起つた場合における指示権を認めようという趣旨から、この制限定義的なものを考へたわけでありました。

○立花委員 この点はさういへば社会の大矢氏も指摘しておりましたように、国家重大な事案あるいは地方の静謐を害するといふのは、まづたく政府の一方的な認定にとどまるものであつて、あるいはこれが吉田さんと社会党の淺沼さんとかわつたときには、これはまづたく認識が違つて来るといふことは、大矢さんの言われた通りなんです、さういふものを現在の警察法の規定以外に特に認めなければならぬ理由は一、二あるのか。現在の地方の静謐を害し、国家の重大な事件が起つておられますのは、政府自身の責任

○鈴木(幹)委員 六十一條の二の原案が相当に拡大されて解釈をされるおそれがあるという趣旨のもとにおきまして、国家非常事態を宣言するまでに至らないといひたしまして、相当重大な事案が起つた場合における指示権を認めようという趣旨から、この制限定義的なものを考へたわけでありました。

○立花委員 この点はさういへば社会の大矢氏も指摘しておりましたように、国家重大な事案あるいは地方の静謐を害するといふのは、まづたく政府の一方的な認定にとどまるものであつて、あるいはこれが吉田さんと社会党の淺沼さんとかわつたときには、これはまづたく認識が違つて来るといふことは、大矢さんの言われた通りなんです、さういふものを現在の警察法の規定以外に特に認めなければならぬ理由は一、二あるのか。現在の地方の静謐を害し、国家の重大な事件が起つておられますのは、政府自身の責任

○鈴木(幹)委員 六十一條の二の原案が相当に拡大されて解釈をされるおそれがあるという趣旨のもとにおきまして、国家非常事態を宣言するまでに至らないといひたしまして、相当重大な事案が起つた場合における指示権を認めようという趣旨から、この制限定義的なものを考へたわけでありました。

○立花委員 この点はさういへば社会の大矢氏も指摘しておりましたように、国家重大な事案あるいは地方の静謐を害するといふのは、まづたく政府の一方的な認定にとどまるものであつて、あるいはこれが吉田さんと社会党の淺沼さんとかわつたときには、これはまづたく認識が違つて来るといふことは、大矢さんの言われた通りなんです、さういふものを現在の警察法の規定以外に特に認めなければならぬ理由は一、二あるのか。現在の地方の静謐を害し、国家の重大な事件が起つておられますのは、政府自身の責任

○鈴木(幹)委員 六十一條の二の原案が相当に拡大されて解釈をされるおそれがあるという趣旨のもとにおきまして、国家非常事態を宣言するまでに至らないといひたしまして、相当重大な事案が起つた場合における指示権を認めようという趣旨から、この制限定義的なものを考へたわけでありました。

○立花委員 この点はさういへば社会の大矢氏も指摘しておりましたように、国家重大な事案あるいは地方の静謐を害するといふのは、まづたく政府の一方的な認定にとどまるものであつて、あるいはこれが吉田さんと社会党の淺沼さんとかわつたときには、これはまづたく認識が違つて来るといふことは、大矢さんの言われた通りなんです、さういふものを現在の警察法の規定以外に特に認めなければならぬ理由は一、二あるのか。現在の地方の静謐を害し、国家の重大な事件が起つておられますのは、政府自身の責任

○鈴木(幹)委員 六十一條の二の原案が相当に拡大されて解釈をされるおそれがあるという趣旨のもとにおきまして、国家非常事態を宣言するまでに至らないといひたしまして、相当重大な事案が起つた場合における指示権を認めようという趣旨から、この制限定義的なものを考へたわけでありました。

○立花委員 この点はさういへば社会の大矢氏も指摘しておりましたように、国家重大な事案あるいは地方の静謐を害するといふのは、まづたく政府の一方的な認定にとどまるものであつて、あるいはこれが吉田さんと社会党の淺沼さんとかわつたときには、これはまづたく認識が違つて来るといふことは、大矢さんの言われた通りなんです、さういふものを現在の警察法の規定以外に特に認めなければならぬ理由は一、二あるのか。現在の地方の静謐を害し、国家の重大な事件が起つておられますのは、政府自身の責任

○鈴木(幹)委員 六十一條の二の原案が相当に拡大されて解釈をされるおそれがあるという趣旨のもとにおきまして、国家非常事態を宣言するまでに至らないといひたしまして、相当重大な事案が起つた場合における指示権を認めようという趣旨から、この制限定義的なものを考へたわけでありました。

○立花委員 この点はさういへば社会の大矢氏も指摘しておりましたように、国家重大な事案あるいは地方の静謐を害するといふのは、まづたく政府の一方的な認定にとどまるものであつて、あるいはこれが吉田さんと社会党の淺沼さんとかわつたときには、これはまづたく認識が違つて来るといふことは、大矢さんの言われた通りなんです、さういふものを現在の警察法の規定以外に特に認めなければならぬ理由は一、二あるのか。現在の地方の静謐を害し、国家の重大な事件が起つておられますのは、政府自身の責任

改進黨の修正案、自由黨の修正案、また政府の原案、この三つを比較検討いたしますと、そこに一つの共通点があると思ひます。すなわち、政府は治安確保の責任において、最終的な責任を持つという関係より、現在の状況よりも一歩を進めて、政府と公安委員とのつながりを緊密にする必要がある、それに対する法制上の具体化を要する、という点において、三者同一の目標のもとに立案されているように思ふのであります。

ところが、改進黨の修正案におきましては、畢生の知能を盡せられまして、まことに緻密に考えられたものではあります。が、私どもが考えますれば、非常に緻密ではあります。が、かえつて煩わしく、紛争を来し、國務大臣の立場あるいは公安委員の立場といったような点よりいたしまして、かえつていろいろ検討を要する余地を残し、そして公安委員会そのものがすつきりしない形を生ずるおそれもありまして、これらの点よりいたしまして、大まかな目的においては、われわれ並びに政府の原案と共通するものがあります。が、その具体的な、技術上の点において悪いものがあるものでよくならないというふうに考えます。ので、改進黨の修正案には反対するものであります。

なお、自由黨の修正案と政府原案との点につきまして、修正部分について考えますれば、これはある意味においては転倒しておるがごとくであります。が、その究極のねらいとするところは一つであります。法文上においては大きな違いがあります。が、實際運営上の指向するところは同一するものが

あると考へるのであります。すなわち法律上においては大きな違いはありませんが、運営よろしきを得る場合においては、どちらにおいても結局大差ない結果を生ずる、こういうふうな観点よりいたしまして、自由黨の修正案に賛成し、なお、修正部分を除く政府の原案に賛意を表する次第であります。

○金光委員長 鈴木幹雄君。
○鈴木(幹)委員 改進黨を代表いたしまして、警察法の一部を改正する法律案に對しまして、自由黨の修正案並びに原案に對しまして反対の意思を表明し、わが黨の修正案並びにその修正部分を除きます残余の部分に對しまして、賛成の意思を明らかにいたしたいと思ひます。

今回の改正の重点は、政府原案並びに自由黨の修正案によりますと、國警長官並びに特別区の警察長、この兩者の任免に關しまして、内閣總理大臣があるいは任免権を握り、あるいはこれに意見を聞くことによりまして関与しようという点が、修正並びに原案の骨子であり、さらにもう一つの点は、警察から見まして治安上非常に重大なる場合におきまして、内閣總理大臣の指示権を認めようとするものであります。

私どもの意見は、警察法が施行されてから今日までの実績と経験によりまするならば、幾多の改正を要すべき点があるというのを認めるにやぶさかではないのであります。この意味におけるところの根本的な改正を、政府において用意されたいと考へておるのであります。今回の修正案並びに修正案は、それ／＼その一部の問題にとどまりまして、最近の事態に照応す

るところの、治安の最終責任は内閣にあるということと法文の上において、制度の上において明らかにせんとするところから出発したものであります。この意味におきましては、われ／＼は全面的に反対をするものではないのであります。が、その方法といたしましてとられまして、その内閣總理大臣が人事権に關与するという問題は、われ／＼了承したいところでありまして、警察法の改正におきましては、幾多の長所もあり、欠陥もあるものであります。が、この長所の一点は、国家公安委員会あるいは都道府県あるいは市町村の公安委員会制度を設けまして、これに運営管理並びに行政管轄を一任いたすことによりまして、警察の不偏不党確立を願ひ、公正なる、しかも強く正しき警察を確立しようとする意図が、私は賛成し得る警察法の態度であらうと考へておるのであります。それを今回、それ／＼修正なり、あるいは政府原案におきまして、この制度を破壊いたしまして、内閣總理大臣が任命し、あるいはこの関与をしようという案につきましては、かつてのわが國の警察が政党政治によりまして、大いなる腐敗をまねき、政党化を招いたところの弊を、制度的にここにその端緒をつくらうとするものであります。賛成ができませんのであります。しかしながら私どもは、今日の国家公安委員会の構成なり、あるいは地方におきまして公安委員会の構成は、これをもつて十分なりとは考へないものであります。この意味におきまして、われ／＼は國務大臣の一名を國家公安委員のうちに追加任命をいたしまして、さらに前歴あるがゆゑをもつて排除いたしております。

すところの規定は、今日におきましては不必要なりと考へますがゆゑに、これを排除したいと考へるのであります。かくして國家公安委員会なり、地方の公安委員会の機能、組織を強化いたしまして、この運営の妙に期待をいたしまして、警察の政党化を防ぎ、腐敗を防ぐところの制度を確立いたしたいというのが、私どもの念願であります。この意味におきまして、自由黨の修正案並びに原案に對しまして反対の意思を表し、わが黨の修正案につきまして賛意を表する次第であります。

最後に、治安上重大なる事態に對しましての内閣總理大臣の指示権であり、ますが、これは原案によりますと、相當広汎にわたつて指示権の濫用が予想せられるところの節が多いのであります。もちろん私どもは、現内閣がただちにこれをもつて各般の、ことに行政管轄の面にまで関与するとは考へませんし、政府答弁もまたさうであります。しかしりとするならば、行政管轄に關するところの指示権の適用を排除し、しかして列挙制限的にこれをいたしまして、何ら支障のないのみならず、警察運用の制度を確立する上におきまして、このことが最も好ましい方法であらうと考へまして、われ／＼の修正案を支持いたしたいと考へるのであります。

以上をもちまして、わが黨の態度を表明いたすものであります。
○門司委員 私は日本社会黨を代表いたします。ただいま議題となつております警察法の一部改正に對する政府の原案並びに自由黨、改進黨から提案されております、それ／＼の修正案に

對しまして、反対の意思を表示するものであります。

本警察法の改正にあたりましては、警察法自体を改正して行くという理念の上に、私どもは政府の処置の非常に大きく欠けておる点を、第一に指摘しなければならぬのであります。今日治安の責任はもとより内閣にあるということは、憲法の示す通りであります。しかも警察法の中におきまして、も、やはり第四条において、内閣總理大臣の所轄のもとに國家公安委員会が置かれ、さらにその／＼の地方の公安委員会におきまして、おの／＼の自治体の長の所管のもとに公安委員会が置かれておりました。おの／＼からその治安の責任というものは明確になつておるのであります。しかるにこういう案を出して参ります。政府はこの改正をいたします理由をいたしましては、責任の所在を明確にする、と云つて、こういう案を出しております。が、私どもが政府に對して反省を求め、さらにこの案に對する理念的なものといはしましては、治安の確保というものは、いかなる場合におきましても、権力によつては断じてできないというところであります。従つて治安の乱れて参ります原因を除去するにあらずれば、いかなる彈圧の法規を設けましても、どんなに制度をかえて参りましても、いかにその権力を中央に集結いたすにいたしまして、あるいはどんなに責任の所在を明確にするというふうなことを申しまして、それだけでは断じて治安の確保はできないのであります。現下の日本の情勢は、むしろ警察法の改正をするよりも、治安の乱れます原因を政府は十分に反

省して、その原因を除去することのた
めに努めることが、私は急務でなけれ
ばならないと思う。従つて今日の現行
警察法というものを、私どもは修正を
する必要があると考へておるのであり
ます。これが私どもの一応理念的の、
この法案に對する反対の大きな理
由であります。

次に提案されております各案文に
對しまする私どもの意見を一併申し述
べておきたいと思ひますが、政府原案
におきましては、国家公安委員会の現
在持つております警察本部長官、あ
るいは特別区の公安委員会が持つてお
ります特別区警察長の任命権を内閣
總理大臣に移そうとして、そうして提
案の理由にありする責任の所在を明
確にしたい、こう考へておるのであり
ます。もとより私どもは、政府自体と
してこういうことを考へまする上にお
きましては、先ほど申し上げました理
由で、一応これには私も承服したがた
いものがあるのですが、ただ案
文ごとに見て参りますと、問題になつ
て参りますのは、公安委員会の責任で
あります。それと同時に、任命されて
参ります警視總監並びに警察本部長
官の問題であります。民主主義的政治
のあり方というものは、任命権者に対
する責任の所在を明確にするというこ
とが、大體基本でなければならぬ。
すなわち責任政治といふものでなけれ
ばならない。どこまでも権力政治によ
つて行おうとするのは、民主主義の建
考へて参りますと、当然特別区の警
察長にいたしまして、あるいは国家
警察の本部長官にいたしまして、任
命権者に対して責任を負うべきであ

る。ところが原案によりますると、任
命権者が總理大臣となり、その運営管
理を行う者は国家公安委員であり、あ
るいは特別区の公安委員であるといふ
ことになつて参ります。この二元的
の運用は、必ず私は運用の妙が得られ
ないと思ふ。過般の事実を徴して見ま
しても、政府は時の本部長官を罷免し
たいという考へ方を持つて、大いにこ
れを要請したが、公安委員会がこれを
聞き入れない。そうして政府の意図が
一応挫折しておる事実がある。政府は
治安の責任の所在を明確にすると言つ
ておりますが、その事實は私は、こ
ういう改正をいたしまして、そうして政
府の意の通りに警察行政を行わんとす
る政府自体の陰謀が、この警察法の改
正になつて現われたと考へても、私は
ちよつともさしつかえないと思ふので
あります。今日の警察行政が、先ほど
から申し上げておきますように、国
家公安委員、あるいは特別区の公安委
員会の所轄のもとに運営管理が行われ
て、そうしておの／＼の長官は、それ
に責任を負うということになつており
まして、きわめて民主的に一元化され
ておりますものを複雑にいたしまし
て、そうしてこれを二元的にして、い
たずらに本部長官の進退あるいは考へ
ておりますことを混乱に導き、警視總監
の考へておきますことが、一方に
おいては特別区の公安委員会に気がね
をし、一方には總理大臣に御意見を伺
わなければならぬといふやうな、ま
つた警察行政といふものが、この法
案がこのまゝ適用されて参りますな
らば、今日より以上に非能率になるだ
らうといふことは、私は當然言ひ得る
と思ふ。一方において政府は、治安を

確保するために責任の所在を明確にす
ると言つていながら、現在出されてお
ります。この一部改正法案がこのま
ま通過いたしますならば、おそらく
私は警察の機能といふものが、おそら
く非能率となり、一切が妥協に終つて
まつた公正なる警察行政を行ひ得な
いといふことを、私どもは考へるので
あります。従つてこの警察法の前段の
二項については反対をし、さらに最後
に残されておきます指示権が問題で
あります。指示権は御承知のよう
に、現在におきまして内閣總理大臣
は地方の都道府県公安委員会あるいは
国家公安委員会の要請であります。な
らば、当然非常事態の宣言をして、そ
の場合におきましては、地方的におき
まして、警察権を掌握することができ
るやうになつておるのである。しか
るにこの場合必要な事項に對しては指
示をすることができるといふことにな
つて参ります。ところが、地方におい
ては国全体から見て、公安委員会は
非常事態に至つておらない、いわゆる
總理大臣の所轄のもとに警察を動かさ
なくとも十分やれるといふやうな考へ
方を持つておるとき、總理大臣が
必要であるとするれば、これに對して指
示をする。その指示は一つの命令であ
つて、これにおの／＼の公安委員会は
服従をしなければならぬといふやう
なことになつて参ります。まづた
く非常事態の宣言とこの改正案に含
まれております指示権とは、二元的の
ものになつて参ります。そうして國の治
安の確保の上にも、ここにも権力が二
元的に行使されるということになつ
て、非常に私はあいまいであると思

に、あいまいだらうといふのでござ
います。意見が異なる場合、ある
いは意見が非常に大きく食い違ひを來
しておるやうな場合におきまし
ては、必ずしも運営が満足に行かない。
この運営が満足に行かなくては、私は
治安の確保といふものは十分でない。
のみならず、先ほども行政組織の改革の
中におきましては、保安庁法案の六十
二条の規定によりまして、やはり内
閣總理大臣は、必要のある場合にはこ
の保安隊並びに海上警備隊の出動を命
ずることができるようになつておる。
こうなつて参りますと、まづたく日
本の非常事態といふような事態に對し
まする認識といふものは、三つの要素
を持つていふことになつて参りまし
て、非常に私は複雑多岐にわたつて、
警察行政がこのためにいたずらに混乱
に陥るといふことが考へられるのであ
ります。さらにこれを實質的に、ある
いは具体的に申し上げてみまするなら
ば、それはないといふ答弁ではござい
ませんが、實質的には總理大臣の意思
によつて、たといこれが國家公安委員
会の意見を聞かなければならないとい
たしましても、一応すべての権力を握
つておきます以上は、總理大臣の一
方的意思において、そういうことが現
実に行われて参ります場合には、先
ほども申し上げておきますやうに、
警察行政のいたずらなる混乱のもと
に、政府が予期いたしましたやうな治
安の確保は、必ずしもできないだらう
といふことは、想像にたくないもので
あります。従ひまして、こゝういふい
たずらなる警察行政の混乱を來すやう
な、三元的に行われるやうな警察行政
といふものは、今日とるべきでない、

同時にこれによつて治安の確保はでき
得ないであらうといふことを申し上げ
て、原案に對して反対いたすのであり
ます。
さらに自由党から出されております
修正案であります。これによりま
す。政府の改正案を逆にやる形にはな
つておりますが、これもきわめてあい
まいなものであります。公安委員会
の總理大臣との権限といひますか、公
安委員会が總理大臣の意見を聞くとい
うだけでありまして、もし總理大臣の
意見と公安委員会の意見が合致しな
かつた場合の処置は、どこにも書いてな
い。同時に聞くといふだけであつて、
聞くという程度がはつきりしていな
い。あるいはこれを尊重しなければなら
ないとか、あるいはどこまでも意見
の一致を見なければならぬといふや
うな処置は、ちつとも考へられておら
ない。従つてこの問題は、先ほどから
答弁がございましたやうに、きわめて政
治的にのみこれが運営されるというこ
とになる。明瞭であるべき警察行政が
政治的にのみ運用が行われるというこ
とは、私は警察行政に対する一つの大
きな暗影を投げかけるものではないか
と考へるのであります。従ひまして世
論に拘泥して、ただ単に字句を上下に
しただけといふやうなあいまい模範な
ものであつてはならないと考へており
ます。
さらに改進黨から出されている修正
案であります。これによりますと、
今日の國、地方を通じます公安委員会
の中に、おの／＼の所管いたします長
の任命した者を一人ずつ加える。すな
わち國家公安委員会の中には大臣を加
え、地方の府県の公安委員会の中には

しかもこのビストルが何らの国際条約に基かないで、アメリカから輸入されておる。それを唯々諸々として、大臣自身がその由来を知らないで、あるいはきのう参りました公安委員自身がその由来を知らないで、それを用いておられますことは、まったく日本の国民に仕える日本人の警察ではなくて、アメリカの言うがままになり、アメリカから渡された非合法な武器をもつて、人民を弾圧するところの植民地警察にはかならないといわざるを得ないと思う。国民はかかる警察法の改正に対しては断じて承服できないことを、断言しておきたいと思ひます。

さらにこの警察法の改正が選挙対策であるということを、一言しておきたいと思うのであります。かつての政友会あるいは憲政会の時代におきましては、選挙の前日あたりにましては、警察署長を任命し、あるいはひどい場合には駐在所の巡査さえ入れかえた。ところが総選挙が迫りましたにつぎまして、自治警の長である警視總監を総理大臣が入れかえようとし、あるいは国警長官の首をすげかえようとし、さらに全国の警察に対して指示権を持つとして、総選挙の対策なんです。しかもこれと並んで行われました全国選挙管理委員会の廃止、あるいは公職選挙法の改悪、これを見ても、いかに政府並びに自由党が来るべき総選挙に恐れおののいてゐるか。人民の集中的な批判、吉田政府の帝國政策に対する全國民的な批判、この國民の政治的な批判の中に迎えます選挙を、いかに恐れておるか。それで警察法の改悪をもつて弾圧し、公職選挙法の改悪をもつて弾圧

し、さらに選挙管理委員会を廃止して、完全に政府がその管理権を握つて弾圧する、こういうまづたく選挙目当ての改正案でもあるという点を、最後につけ加えておきたいと思うのであります。

しかし国民といひましては、こういうふうな警察力が増強され、あるいは警察制度がファシヨ化されましても、決して国民は恐れていないのであります。現にさういふも申しましたように、国民の闘いはますます、大きくなりつつあります。国民は吉田政府並びに与党及びアメリカの人民弾圧の機構が狂暴化するほど、これは彼らが強くなつたことを意味するのではなくして、彼らが弱くなつたことを意味しておるからであります。朝鮮におけるアメリカの軍事的な行動の失敗、あるいはアメリカが最近行ひましたところの日本の貿易の制限、こういうことを通じまして、アメリカの資本主義自体が、完全に世界的に行き詰まつておる。最近イギリスのアレキサンダー国防相が日本に飛んで参りますのも、アメリカの軍事政策、アメリカの極東における政策の失敗に対する批判だということ、新聞が伝えております。明らかにアメリカに対する批判は、全世界的に巻き起つて参りまして、フランスにおきましても、日本におきましてリッジュウエイに対する反対デモが行われておることは、御承知の通りであります。アメリカ国内自身で、今や大きく労働者大衆がストライキを始めておりました、まさに敵の弱まりこそは、この警察法の改悪、日本の人民に対する弾圧機構の狂暴化、これにはかならないと考へておりますので、国民は確信をもつて、こういう弾圧法をお出しになればなるほど、国民は勝利の確信を強くし、敵の弱点をはつきりと見きわめまして、断固として立ち上ることと思ひます。

○八百板委員 八百板君
「そもそも国政は、國民の威厳な信託によるものであつて、その權威は國民に由来し、その権力は國民の代表者がこれを行使し、その福利は國民がこれを受する。これは人類普遍の原理であり、といふことは、い

うゆる憲法の基本的な原則として、前文にうたはれておるところであります。この基本的な線に立つてわれ／＼が考へて参ります場合に、警察の行ひます権限は犯罪の捜索、犯人の逮捕、公安の維持など、それ／＼この作用は性質上當然に國民の行為の自由を拘束し、いろ／＼の意味において權力の発動によつて憲法に保障せられたところの理想、憲法が理想としたしておりますところの人間の自由の尊嚴を制限する性質のものであります。でありますから、さういふものでありますだけに、警察の運営、警察権の行使といふものは、より一段と民主的な機構のもとに、運営せられなければならないといふことは明らかであります。自由を尊重する民主國家のもとにおいて、警察の組織がほかの組織よりも一層民主的機構のもとに確立せられなければならないといふことが重要視せられますゆゑんであります。ややもすると權力活

動は、憲法の精神を蹂躪する危険があるのでございするが、その場合において、これらの警察権の行使が、一部階層的独裁的支配を可能ならしめるような集中的權力となつたり、あるいは官僚の支配に墮するやうなことは許されないので、われ／＼は考へるのであります。地方自治について憲法が一つの長を求めまして、明確に地方自治の精神をうたつて、これとの関連において自治体警察といふものを考へたことも、その間の精神を明らかにしたものであると、われ／＼は考へるのであります。でありますからして、これらの方向は今日警察の運営の上に尊重せられなければならない基本的なものであらうと思ひのであります。警察法は第五十四条において「市町村警察は、國家地方警察の運営管理又は行政管理に服することはない。」と明らかに独立を規定したしておるのであります。しか

も警察の指導権を合議体の公安委員会に持つて行つて、公安委員会に持つて行つたがために、責任の集中と行動の迅速化がいろ／＼不便である。警察行為の原則でありますところの迅速なる行為を達成するために、こういう分散した状態が不便であるといふ考へ方は、一応これはうなずくことができるのであります。が、だからといつて、この制度の本來持つておりますところの重大な意義といふものを、もつとよくするという努力をしないで、これを単に警察権の一本化、首相によるところの警察の長の任命、さういふ形においてこの問題を救済、解決しようといふ考へ方は、明らかに憲法の精神に反し、平和國家、文化國家の建設の方向に逆行するものであると、われ／＼は断定せ

ざるを得ないのであります。さきに當委員会において伺ひましたところの橋本公安委員長の陳述によりますと、今日公安委員会の任務は非常に重いけれども機能が弱められておるといふことを、明らかに指摘せられておるのであります。従つてこうした憲法の精神に基き警察の問題を考へますときに、われ／＼がまず第一に取上げなければならぬ点は、この公安委員会の機能をもつと強くし、どうして解決するかという点にその改善の第一点に向けられなければならないと思ひのであります。しかるに政府の出されましたところの提案を見ますと、さういふ方向とはおよそかけ離れた形において政府提案がなされておるといふことを、われ／＼はまず第一に反対の理由としてあげなければならないのであります。

さらに自由党の修正案を拝見いたしますと、第十二条に關する部分については、これによつては何ら問題は解決せられないのであります。第十二条の自由党の修正は、改正の必要を要しないとわれ／＼は考へるのであります。政府が提案の理由として取上げております点は、言うまでもなく責任の所在を明らかにすること、治安の確保に資するといふこと、この二点を取上げておるわけでありまして、しかしながら責任の所在を明らかにするといふ点が、これらの政府原案、政府改正案並びに自由党修正案によつて、どの程度明らかになつておるかといふ点を見ますと、責任の所在を明らかにするといふ点は、何ら明らかにしつておらないのであります。端的に申し上げますならば、治安の乱れて来る政治的

かに警察法の中に規定せられておるの
であります。だれが見ても当然と認め
られるような非常の事態においてす
ら、その権限の行使、警察権の一本化
については、国会の承認を条件として
おるのであります。が、もつとそれよ
りも軽い問題について、以上申し上げ
ましたように、内閣総理大臣の指揮下

に入つて、そのことが、何ら国会等において監視せられることなく行われるというところは、この六十六条に規定いたしましたところの警察法の根本的な精神と、はなはだしく離れるものであると私は考えざるを得ないのであります。

以上私は警察法の一部改正案に対して、政府提出の原案に反対し、自由党の修正案、改進黨の修正案に対して、それ／＼賛成できないという事を明らかにするものであります。

○金光委員長 ほか討論の通告がありませんので、これにて討論は終局いたしました。

これより採決いたします。まず鈴木幹雄君外三名提出の修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○金光委員長 起立少数。よつて本修正案は否決されました。

次に前尾繁三郎君外五名提出の修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○金光委員長 起立多数。よつて本修正案は可決されました。

次にたまたま可決された修正案の修正部分を除く原案について採決いたします。賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○金光委員長 起立多数。よつて修正部分を除く原案は可決されました。よつて本案は修正議決されました。

○金光委員長 次に集団示威運動等の秩序保持に関する法律案を議題といたします。

本案につきましてもすでに昨日質疑を終了いたしましたので、本日はこれより討論採決を行いたいと思ひます。ただいま委員長の手元に、吉田吉太郎君外五名提出の修正案が提出されておりますので、その趣旨弁明を求めます。吉田吉太郎君。

集団示威運動等の秩序保持に関する法律案に対する修正案
集団示威運動等の秩序保持に関する法律案の一部を次のように修正する。

第三条第一項中「七十二時間前」の下に「(行進を伴わないものについては四十八時間前)」を加える。

○吉田(吉)委員 私は自由党を代表いたします。本法律案に對します修正の趣旨弁明を簡単に申し上げます。

本修正案は第三條一項中「七十二時間前」の下に「(行進を伴わないものについては四十八時間前)」を加えるという修正であります。

御承知の通り本案の第二條において「集団示威運動又は道路、公園その他の公共の場所における集団行進若しくは屋外集会を行おうとする場合には、あらかじめこれを実施しようとする場所を管轄する公安委員会に届け出なければならぬ」ということになつてゐるわけでありまして、わが党としては、主権者の便宜をはかるために、できるだけ短かい時間にして便宜を与えたいという考えであります。が、いろいろ今日の治安状況から見まして、この際行進を伴わないものについてのみに

四十八時間前に、届出をすればいいという程度に改めることが最も妥当でないか、かように考えましたために、本修正案を提出いたしました次第であります。何とぞよろしく御賛同をお願いいたします。

○金光委員長 ただいま修正案の趣旨について説明を聴取いたしました。が、この際質疑があればこれを許します。

○大矢委員 提案者にお尋ねします。が、旧憲法当時二十四時間であつたものを、今度四十八時間に――いわゆる新憲法で保障されてなかつた労働者のあらゆる権利が認められた今日、その当然の団体行動である示威運動を、旧憲法の当時よりかきうに複雑な、しかも長時間にわたつての四十八時間前に、これを届けなければならぬ。こういうことの修正であるのであります。が、すなわち憲法で保障された労働者の団体行動に制約を受けるということの懸念がないか。それからこういうこととの届出をし、さらに許可制にする結果となつてしまつて、きょうも新聞に載つておりますが、五十人か、百人で各所で非合法の波状的デモ、警官が来たときはもうだれもいない。それから学校の中やビルの中で、屋外における合法的な運動を阻止するために、そういう非合法的な、巧妙な、陰惨なるデモ、モンスターションが起る結果になりはしないか。およそねらうところと反對にそういう結果が起ることを私はおそれるのですが、一体そういうことの心配はないのか。現にそれは起つてゐるから、こういうことをやれば、さらに一層巧妙な、すなわち非合法的なデモ、モンスターションが各所に起ることを私は言明しておきますが、この点に

ついて心配はないか。労働者の不平不満というものは、その意思表示をするためには、堂々と合法的にやれるものを、これをこつこつに制約を加へ、こつこつにどうなことを規定するために、そういうことが行われるというところは、当然過去の事実によつて明らかであります。この七十二時間を四十八時間にしても、旧憲法当時よりはるかに長時間前に届出をしななければならぬといふことは、これはかえつて逆行である。そういうことについてどう考へておられるのか、この機会に法務総裁と提案者の両方の意見を聞きたい。

○吉田(吉)委員 ただいま大矢委員の御質問であります。御趣旨の点につきましてはわれ／＼も同感でありまして、できるだけ短い時間に制約したいという考へ方を持つておつたのであります。さうなつたために原案は七十二時間になつておつたのであります。それをできるだけ便宜をはかるために、行進を伴わないものについては四十八時間に修正をいたしましたわけでありまして、ただ現在の治安関係の事情に即しまして、旧憲法時代と今日の客観情勢が多少違つておる点があると私は考へます。ために、さうにいたしました次第であります。が、後段に關しますことは当局から回答していただきます。

○木村國務大臣 修正案については政府当局は何も意見を述べることがないのであります。原案については十分先般の質疑応答の際答へた通りであります。

○大矢委員 私は重大なことを伺つておる。こつこつに制約を加へる結果として起ることが想像されるし、あり得ると思ひ、また現にあるのです。これ

の完壁を期するといふことの対策がありますか。さういふことをすることによつて、非合法運動はど／＼地下に入り、波状的にさういふことが起るといふことは、現にあるのです。かえつて助長させる結果になるといふことを憂うのですが、これに對して何らかの対策がありますか。こつこつに心配はないのかといふことをお聞きしたい。

○木村國務大臣 私はこつこつに法案ができたから、今の波状的の小さいデモがますます増加するといふやうな結果にはならないと考へております。むしろその目的とするところは、全然異なるのであつて、かりにこの法案が可決されて執行されるやうな場合におきましても、さういふ小規模なデモが各所に起る。これは決して多くなるとか、少くなるとかといふやうなわけ合ひのものではなく、さういふものは從來からたび／＼やつておるのであります。が、これに對してはわれ／＼は相當な処置をとりたい。こつこつに考へております。

○金光委員長 これにて修正案に對する質疑は終了いたしました。

これより原案及び修正案を一括して討論に付します。討論は通告順によつてこれを許します。川本末治君。

○川本委員 私は自由党を代表いたします。ただいま議題となつております集団示威運動等の秩序保持に関する法律案に關し、自由党提出の修正案に賛成し、修正部分を除きます政府原案にまた賛成の意見を述べらるものであります。

本法律案が提出されてから今日まで、当委員会におきまして数日にわ

たつて熱心に各位が質疑応答を続けられて参つたのであります。政府の意のあるところは十分各位も御了承であり、私もまたこの際かような法律案を出すことは、最も時宜に適したものであると、全幅的にこれを支持するものであります。詳しく申し述べる必要を多く認めませんので、省略をいたしますが、要点をかいつまんで申し上げますと、現在区々になつております市町村条例、これは大体許可制になつておる。それを憲法の新精神にのっとりまして、りつぱに基本的人権を尊重する意味で届出制にしたということは、実に百尺竿頭一步を進めたことといつて可いと思ひます。まことに皮肉なことに相なりますが、先ほど共産党の諸君が警察法の一部改正において非常に御心配になつて、神経をとがせられた直後に、かような進歩的な法案がここに論議されたということは、まことに私は共産党の諸君を顧みて意外の感があると思ふ次第でありまして、この法案につきましては修正部分についての意見を述べましては、大体七十二時間の届出時間が長いといふことから、屋外の行進を伴わないものについては、四十八時間にしたいといふことはしごく適切であると思ひます。ただ四十八時間にしたいといふことは、いかにも長いようでありまして、これが届出制であるときには、危険な状態におきましては、修正の方法を通告をしなければいけないという意味合から行きますと、このくらしい時間は当然認めてやるべきである、かように私も考えておりますので、修正の点についても賛成をし、原案につきましても簡単であります、以上の趣旨

によりまして賛成をする次第であります。

○金光委員長 鈴木幹雄君。

○鈴木(幹)委員 私は改進黨を代表いたしまして、集団示威運動等の秩序保持に關する法律案について、修正案並びに原案につきまして賛意を表するものであります。

集会、多衆運動等は憲法の保障する基本的人権でありまして、みだりにこれに干渉すべきでないことは多言をまたぬところでありまして、この種の運動が正当な範囲を逸脱して、無秩序無統制に陥るがときは、公共の福祉を害するものといわなければならぬのであります。終戦後国内各地に多衆運動が活発化したことは、国民の自由なる意思の表現といはしまして喜ぶべき現象であります、中には民主主義の行き過ぎがあり、あるいは公共の安寧を害するがごとき事例を見るに至つたことは事実であります。この事実にかんがみまして、従来都道府県及び市町村におきまして、条例をもつて個々に規制をいたしたのでありますが、ここにこれを統一して法律化しようとする本法に對しましては、是認せられるべきものが多分にあると思ひます。ただ私は法律の執行にあたりまして、政府並びに警察機關に望みたいのであります、この種運動は十分に尊重すべきものであることは言をまちません。しこうして公共の福祉を害するもの、最小限度においてこの規制を行うべきものであることを銘記していただくべきものであります。このことを強く要望いたしまして、修正案並びに修正部分を除く原案に對して賛成す

る次第であります。

○金光委員長 門司亮君。

○門司委員 私は原案並びに修正案に對して反対の意思表示を行うものであります。

私も日本社会党を代表いたしまして、今提案の理由になつておりまする現下の社会情勢に徴し、あるいはいさうようなことで、いかにも現時的に物が考えられておるようでございますが、これを現時的に考へて参りますならば、わが国におきましては、四十六都道府県、並びに公安委員会を持つております市が二百七十六を数えておるのであります。しかるに現行公安条例を持つております都道府県並びに市町村は、わずかに百三十の程度でありまして、そのほかの日本の全部の自治体に對しましては、これが適用を受けておらない。言葉をかえて申し上げますならば、政府がここに提案いたしておられますように、緊迫した事態であるといはしますならば、当然日本この四十六都道府県並びに二百七十六の市が、おの／＼これを持つていなければならぬはずであります。しかるに現在まだそこまで立ち至つていないといふことは、この政府の考へておきまする提案の理由とは、現状はいささか進歩的であるのではないかと、いふことを私も考へざるを得ない。従ひまして、われ／＼は、こ

持をいたしております警察法の制定、あるいは今日の憲法の制定とは、おおよそかけ離れたものができて来て、そしていよいよやがてなされるこの法律でこれをしばつて行くといふことである。なるほど政府の言つておりますように、一部にはあるいはこれよりも少しきつような法律があるかもしれない。しかしながら今日の公安条例といふものは、そのできておりますゆゑんのものが、いかような理由でありましようとも、大体実施されておりますその範囲といふものは、きわめて強い連合軍の示威のものと、これが行われておるといふことは間違いないのであります。七十二時間の現行、あるいははなはだしきに至りましては九十時間前に届出をしなければならぬといふこともあつたといふことも、われわれは承知しておりますが、これはもとより住民の意思決定に基づくものではありませんが、連合軍のきわめて強い示威のものと、そういうことが行われておつたといふことであつて、これらのものを知つておつて、ここに七十二時間前に届出しなければならぬといふようなことは当然に思ふ。先ほど大矢委員からも申されましたように、過去の治安維持法その他が適用されておりました当時におきましては、屋内集会におきましては三時間、屋外におきましては十二時間以前の届出で許可されておつたのであります。しかるにこの民主的に一切の仕事が運営されております今日において、なおかつこれを七十二時間前に届出しなければならぬ——ことに私がこの法案で最も遺憾に考へておりますのは、表面は七十二時間前の届出制といふこと

を強く主張いたしておりますが、法案の内容におきましては、まづたく許可制であるといふことでありまして、なわち二十四時間前にその補正命令を出し、さらにその補正命令に對しましては、これに十分に従わなければならぬといふことが明らかになつておる。いわゆる補正命令という字句を使つておる。この命令は、明らかに許可しなければならぬのであります、協議するといふ言葉もなければ何にもない。一方的にこれを命ずるというところがこの法案の中にはつきり書いてある。私はこれほどファシズム的な物の考へ方はないと思ふ。一方的の解釈により、あるいは見解によつて——ことに私はこの場合に強く申し上げておきたいと思ひますことは、治安の確保の上から、あるいは取締りの上から、こ

ういふものの必要があるとするならば、しかもその必要に應じて二十四時間前に、この地方の公安委員会その他がこれを認定するといふことは、きわめて大きな問題でありまして、地方におきましては、いろいろ条件がおのおのありますので、その条件に必ず適合した処置がとられなければならないが、もし万一の命令を發する者が、間違つた認識のもとにこの命令等を發しますならば、命令を發したことに對して、ことさらに私は混乱に導くであらうといふことは、はつきり言えるのであります。同時にこの法案の内容の中で最も悪いのは、先ほど申し上げましたこの命令の問題であります、しかもこの法案によりまして、二十四時間前までに、当該集団示威運動等の開始若しくは終了の日時若しくは実施場所の変更を命じ、又

とき印象を与えておりますが、この法律が独立して行われます場合におきましては、屋内集会といえども、その内容が集団示威の内容を伴う場合においては、この法律の対象となし得るという点が、非常に重大な問題であらうと思ふのであります。集団示威というものは一体何であるかという点、いろいろあるでございませうけれども、集まること自体が威力を示すことであります。従つて屋内の集会といえども、集団そのものが威力を示すためのものであると認定せられ、しかもそれがややもすれば一方的に認定せられる、そういう場合においてこの法律の適用を受けるという事態があることを、私は非常に心配するわけでありませう。そういう点において、この法律は、その目的とするところが非常に明確であるという点を、まず反対の第一として指摘しなければならぬのであります。すなわち屋内集会も取締られるという場合が起るのではないか、これを妨げないというふうな危険が予想せられるという点であります。

それから第二条に、一般の慣例ということを申されておりますけれども、この一般の慣例について必ずしも公平に取扱われるという保障がない点を、私も心配する次第であります。係り警察官の判断によつて、従来もさうな弾力ある運用が行われておつた場合が多いのでございませうけれども、弾力ある運用は、好意的に行われる場合にはよろしいのでありますが、何らかの意図をもつてこれを悪用すると申しますか、そういう場合においては、憲法の保障しますところの集会、結社、

言論、出版その他一切の表現の自由を、必要以上に拘束する場合が起つて来るだらうと私どもは心配せざるを得ないのであります。

さらにこの法律全体を通じて見ました場合に、この法律の体裁は、先ほど門司君によつても指摘されましたように、届出主義をとつております。しかしながら、実質的には補正命令、違守命令あるいはその他の命令によつて、事実上何らかの条件を付して命令をすることができるとなつておりますから、極端な場合を考へてみますならば、その集会がいわゆる取締当局の立場から望ましくないと考えた場合においては、あれやこれやと条件を付して、事実上その集会が行えないような状態に、この法律が運用せられる場合も決して予想するにかなうのでないであらう。しかも、ある命令を出す、聞かなければ制止する、解散する、というようなことが逐次行われて行くということを考えますと、当局の目によつて好ましくない集会は、事実上禁止せられるという実質的な結果が予想せられる点であります。

さらにまた、七十二時間を四十八時間に改められたところの自由党の修正と関連して考へて参りますと、七十二時間というものは、一体どこから出たものであるかということ、先づ来賓等を通じて伺つておきますと、ある方は、これは便利であるからというふうにご答弁されております。便利であるということを考えますときに、非常に重大な点は、一体だれに便利であるかという点であります。取締る立場からだけ便利である、こういう考へ

方に立つて、七十二時間という時間が便利であるからといつて割り出されるといひますならば、それは決して、いわゆる民衆のための警察という考へ方ではなくして、警察のための民衆と申しますか、そういう逆な考へ方に何かしら根拠があるのではないかと、いうふうな感じがいたすのであります。特に取締る側の立場からだけの都合を一方的に考へて、こういう時間の制限を付するということは、実質的に必要以上に公共の安寧のために譲つてもらなければならぬ、事由以上に、単なる事務的な必要からそういう制限を一層強くするといふ危険が伴うということ、私どもは申し上げなければならぬのであります。そういう点について考へて参りますと、届出主義をとりながら、実際上において許可主義となり、いじ悪くこれを使えば、ほとんど集会の禁止同様に使える。こういうふうになつて参りますと、もしもその運用のいかんによつては、昔の治安警察法以前に後退する危険が非常に多いのであります。指摘しなければならぬのであります。そういう意味合いにおいて、県条例の部分的なものと比べますれば、進歩的な面が幾分かある部分もあるでございませうけれども、これが画一的な国の法律として決定せられるということを考えます場合に、以上申し上げました点について憂慮いたしますために、この集団示威運動等の秩序保持に関する法律案に対しては賛成できない、反対であるということをはつきり申し上げまして、私どもの立場を明らかにする次第であります。

○金光委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。まず吉田吉太郎君外五名提出の修正案について採決いたします。本修正案について賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○金光委員長 起立多数。よつて本修正案は可決されました。

次にただいま議決されました修正部分を除く原案について採決いたします。修正部分を除く原案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○金光委員長 起立多数。よつて修正部分を除く原案は可決されました。よつて集団示威運動等の秩序保持に関する法律案は修正議決されました。

この際お諮りいたしますが、ただいま修正議決いたしました両案に関する報告書の作成に關しましては、委員長に御一任を願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と答へる者あり

○金光委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

暫時休憩いたします。

午後二時三十三分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

〔参照〕

警察法の一部を改正する法律案（内閣提出）に關する報告書
集団示威運動等の秩序保持に関する法律案（内閣提出）に關する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十七年六月二十日印刷

昭和二十七年六月二十一日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁